



令和7年度第2回神奈川県医療審議会 資料3

高度救命救急センターの指定（諮問）

神奈川県健康医療局保健医療部医療整備・人材課

令和8年3月19日

【諮問案件】 高度救命救急センターの指定

次の病院を高度救命救急センターとして指定することについて諮問

病院名	所在地	許可病床数 (救命救急センター専用病床)
聖マリアンナ医科大学病院	川崎市宮前区菅生 2-16-1	955床 (30床)
北里大学病院	相模原市南区北里 1-15-1	1125床 (38床)

目次

- 1 高度救命救急センターの概要
- 2 審議案件における要件適合状況
- 3 関係会議における協議結果
- 4 諮問事項

1 高度救命救急センターの概要

1 高度救命救急センターの概要

高度救命救急センターの役割

- 高度救命救急センターは、特に高度な診療機能を有し、通常の救命救急センターでは対応困難な外傷や疾患等の診療を担うもの
- 高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有する

1 高度救命救急センターの概要

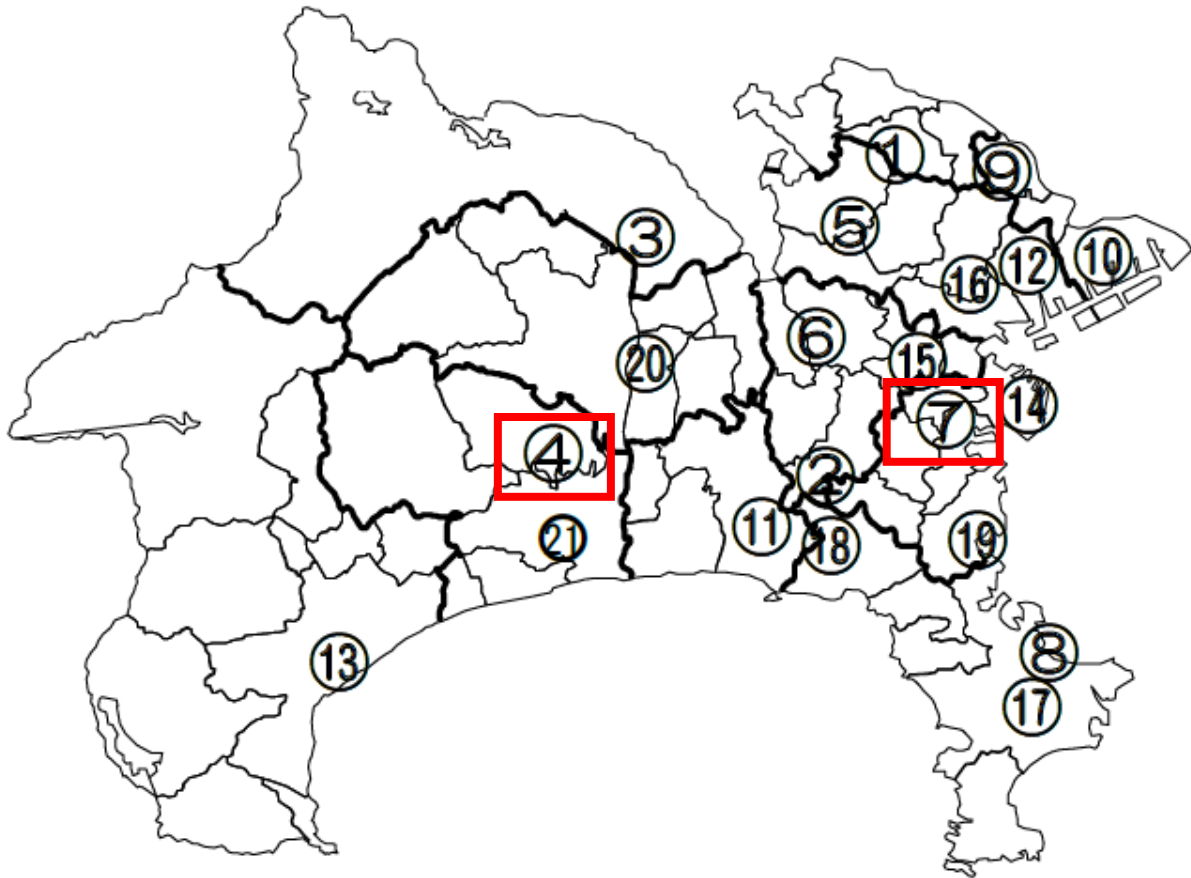
高度救命救急センターの状況

- 県では、平成14年度に初めて指定（横浜市立大学附属市民総合医療センター、東海大学医学部付属病院）
- 当時は指定にあたり国との協議が必要であり、原則都道府県に1か所（東京都、大阪府のみ2か所）までとなっていたが、現在、国との協議は不要となった
- 全国で50か所（令和7年4月1日時点）指定されており、神奈川県では2か所、東京都4か所、大阪府3か所が指定されている

1 県内の高度救命救急センター配置状況

■救命救急センター設置状況（神奈川県が指定）

令和5年4月現在



- ① 聖マリアンナ医科大学病院（川崎市宮前区）
- ② 国立病院機構横浜医療センター（横浜市戸塚区）
- ③ 北里大学病院（相模原市南区）
- ④ 東海大学医学部附属病院（伊勢原市）
- ⑤ 昭和大学藤が丘病院（横浜市青葉区）
- ⑥ 聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院（横浜市旭区）
- ⑦ 横浜市立大学附属市民総合医療センター（横浜市南区）
- ⑧ 横須賀共済病院（横須賀市）
- ⑨ 日本医科大学武蔵小杉病院（川崎市中原区）
- ⑩ 川崎市立川崎病院（川崎市川崎区）
- ⑪ 藤沢市民病院（藤沢市）
- ⑫ 済生会横浜市東部病院（横浜市鶴見区）
- ⑬ 小田原市立病院（小田原市）
- ⑭ 横浜市立みなと赤十字病院（横浜市中区）
- ⑮ 横浜市立市民病院（横浜市神奈川区）
- ⑯ 横浜労災病院（横浜市港北区）
- ⑰ 横須賀市立うわまち病院（横須賀市）
- ⑱ 湘南鎌倉総合病院（鎌倉市）
- ⑲ 横浜南共済病院（横浜市金沢区）
- ⑳ 海老名総合病院（海老名市）
- ㉑ 平塚市民病院（平塚市）

2 審議案件における要件適合状況

2 審議案件における要件適合状況

	要件	聖マリアンナ 医科大学病院	北里大学病院
救急医療 対策事業 実施要綱	高度救命救急センターは、広範囲熱傷、指肢切断、急性中毒等の特殊疾病患者に対する救命医療を行うために必要な相当高度な診療機能を有するものである	○	○
	高度救命救急センターには、24時間診療体制を確保するために、必要な職員を配置するものとする	○	○
	＜医師＞ 常時高度救命救急医療に対応できる体制をとるものとする。特に麻酔科等の手術に必要な要員を待機させておくものとする	○	○
	＜看護師等＞ 医療従事者特殊疾病患者の診療体制に必要な要員を常時確保すること。特に手術に必要な動員体制をあらかじめ考慮しておくものとする	○	○
	高度救命救急センターとして必要な医療機器を備えるものとする	○	○

2 審議案件における要件適合状況

要件		聖マリアンナ 医科大学病院	北里大学病院
疾病・事業 及び在宅医 療に係る医 療体制につ いて	救急医療について相当の知識及び経験を有する医師(日本救急医学会が認定する救急科専門医等)・看護師が常時診療等に従事している	○	○
	重症外傷等の特に高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の配置	○	○
	地域における重篤患者を集中的に受け入れる	○	○
	外傷外科医等養成研修事業を活用して、テロ災害発生時等における銃創や爆傷等にも対応ができる体制を構築する	○	○
	重症外傷等の特に高度で専門的な知識や技術を要する患者へ対応可能な医師・看護師等の人材の育成を行う医師、看護師等の医療従事者に対し、必要な研修を行う体制を有し、研修等を通じ、地域の救命救急医療の充実強化に協力している	○	○

2 審議案件における要件適合状況

要件		聖マリアンナ 医科大学病院	北里大学病院
疾病・事業 及び在宅医 療に係る医 療体制につ いて	災害時に備えて積極的な役割を果たす	○	○
	都道府県又は地域メディカルコントロール体制の充実に 当たり積極的な役割を果たす	○	○
	都道府県又は地域メディカルコントロール協議会に医師 を参加させる	○	○
	複数の診療科にわたる重篤な救急患者を、広域災害時 を含めて24時間365日必ず受け入れることが可能である	○	○
	必要に応じ、ドクターヘリ、ドクターカーを用いた救命救急 医療を提供する	○	○
県独自要件	広域性(二次医療圏にとどまらず三次医療圏における救 急医療に対応可能であり、現に積極的に協力している か。)	○	○

3 関係会議における協議結果

3 関係会議における協議結果

会議体と主な意見

- **第1回救急医療問題調査会プレホスピタルケア・二次・三次救急部会（令和7年6月4日）**
 - 指定にあたっては客観的なデータ・実績を示したほうがよい。
- **第2回プレホスピタルケア・二次・三次救急部会（令和7年12月8日）**
 - 指定予定の2大学病院は（要件を）数字的に満たしているのは明らかだと思う。
- **第3回プレホスピタルケア・二次・三次救急部会（書面開催）**
 - 指定について、救急医療問題調査会で協議することについて、総員賛成

3 関係会議における協議結果

会議体と主な意見

● 救急医療問題調査会（令和8年2月19日）

- 地元からの理解を得られるようなやり方でやっていただきたい。
- 今後は高度救命救急センターも救命救急センターも、機能を果たしているかの検証や質の担保などが必要。
- 地域の中で信頼と実績を備えた病院が、さらにグレードアップした体制で受入体制を整えていただきたい。

<総論>

高度救命救急センターに指定することについて反対意見はなかった。

4 諮問事項

- ・ 聖マリアンナ医科大学病院及び北里大学病院から高度救命救急センター指定申請書が提出され、要件を満たしていることから、指定することとしてよいか、諮問する。

説明は以上です。